

UM リモート監査 提供条項

本 UM リモート監査 提供条項(以下「本契約」といいます。)は、お客様と株式会社シナプスイノベーション(以下、「シナプス」といいます。)との間の、リモート監査支援ソリューション UM リモート監査(以下「本サービス」といいます。)の提供に関する全ての関係に適用されます。

本契約は、お客様が提出する個別契約(注文書を含みますが、それに限定されません。)の一部を構成し、個別契約書をシナプス又はシナプスの指定する販売店に提出することにより本契約の全ての条件に同意したことになります。

お客様が当社の競合者である場合には、本サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、本サービスの可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的、又は競合目的のためには、本サービスにアクセスすることができません。

本サービスは株式会社セールスフォース・ドットコム(以下「SFDC」といいます。)の salesforce OEM パートナー契約に基づき、SFDC プラットフォームと結合して動作するアプリケーションを含むサービスです。本サービスと結合した SFDC プラットフォームの利用に関しては別途、添付の SFDC サービス契約に合意する必要があります。

第1条(利用)

1. シナプスは、本契約の内容に従って本サービスの提供を行い、お客様は、本契約及びシナプスが定める条件にてこれを利用するものとします。
2. シナプスは、お客様に対し、本契約に従い、お客様が利用するのに必要な ID 及びパスワード(以下、「認証情報」といいます。)を付与のうえ、本契約に定められた条件に従い、本サービスを提供します。
3. シナプスは、お客様に対し、本契約に定められた条件に従い使用することのできる、譲渡不能の非独占的ライセンスを許諾します。なお本サービスに関する知的財産権その他の権利又は利益の一切は、シナプスに帰属し、シナプスに留保され、著作権等の財産権が譲渡されるものではありません。
4. 本サービスは個別契約に特定された数を超えるユーザはアクセスすることはできず、2 名以上により共有又は利用することはできません。
5. お客様が本サービスにおいてお客様の業務に利用する全ての電子的なデータ及び情報(以下「お客様データ」といいます。)はお客様に帰属し、その取得及び利用については、お客様が全責任を負うものとします。お客様データに関して、第三者との間において、紛争等が生じた場合は、お客様がその責任と費用をもって解決し、シナプスに何らの損害も負担も負わせないものとします。
6. お客様が本サービスと共に使用するために、お客様が作成したアプリケーションやオブジェクト及びオリジナルのレポートを作成した場合、本サービスとの相互運用に必要なお客様データにアクセスできるようにすることを認めることとします。シナプスは、そのようなアクセスに起因するお客様データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。
7. お客様は、技術的・機能的制限として、カスタムオブジェクト(SFDC プラットフォーム上のお客様に割り当てられた組織(SFDC プラットフォーム上お客様が独占的にアクセスできるテナント(システムスペース)にお客様が作成することのできるお客様固有のオブジェクト(データベーステーブル))を、本サービスとして使用する場合に限り、10 個までを上限として設定、作成、または利用(以下、「設定等」といいます)

することができます。ただし、ISVForce 版、その他個別契約で特定される場合には、カスタムオブジェクトの設定等を行うことができません。

8. お客様は、前項のカスタムオブジェクト上限を超えて、カスタムオブジェクトの設定等をしてはならないものとします。お客様がカスタムオブジェクト上限を超えてカスタムオブジェクトの設定等を希望する場合は、別途 SFDC と必要な契約を締結する必要があります。

9. シナプスは、本サービスの機能追加、改善を目的として、シナプスの裁量により本サービスの一部の追加、変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更によって、変更前の本サービスの全ての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

10. お客様が本サービスと本サービス以外のシステムを利用して、データを本サービス外に送信することがある場合、シナプス及び SFDC はお客様データの個人情報保護、安全性又は完全性につき責任を負わないものとします。

第2条(認証情報)

1. お客様は、認証情報を、第三者に譲渡、貸与その他第三者の利用に供し、また、担保に供することはできません。

2. お客様は、認証情報を自己の責任において管理するものとします。

3. 認証情報により認証され利用された本サービスの利用については、当該認証情報にかかるお客様の行為とみなします。

4. シナプスは、お客様の認証情報が第三者に利用されたことによってお客様が被る損害について、一切責任を負いません。

第3条(制限事項)

1. お客様は、以下の行為を行うことはできません。

- 1) 本契約で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許可すること
- 2) 本サービスに基づく派生物を作成すること
- 3) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製、フレーム又はミラーすること
- 4) 本契約に基づく利用権を第三者に再許諾、譲渡すること賃貸又はリースすること
- 5) 本サービスを逆コンパイル、逆アセンブルし、又はリバースエンジニアリングすること
- 6) 競合する製品若しくはサービスの開発を目的として本サービスにアクセスすること
- 7) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信するために利用すること
- 8) 本サービスを利用する場合において、カスタムオブジェクト上限(10個)を超えて、カスタムオブジェクトの設定等を行うこと、本サービスの利用目的以外の目的でカスタムオブジェクトの設定等を行うこと、ならびに ISVForce 版その他個別契約で特定される場合にカスタムオブジェクトの設定等を行うこと

2. お客様は、以下の責任を負うものとします。

- 1) 本契約の遵守について責任を負うこと
- 2) データの合法性及びお客様が顧客データを取得した方法について全責任を負うこと

- 3) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うこと
- 4) 不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること
- 5) 本サービスを本契約並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること

3. お客様は、本条第1項第8号に定める制限事項に違反した場合、お客様が利用している全てのサブスクリプションについて、全機能利用可能なサブスクリプションにおいて支払うべき金額との差額を、不正設定等が最初に認められる時点にさかのぼって、別途 SFDC と必要な契約を締結して支払う必要があります。

第4条(本サービスの料金及び支払)

1. お客様は、本契約に基づく全ての個別契約書に定める全ての料金を支払うものとします。料金はサービスの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。本契約に定める場合を除き、支払済の料金は返金不能です。購入された本サービスの料金は、本サービスの利用開始日及びその毎月の応当日に開始する1ヶ月間の月次の期間に基づいています。
2. お客様は、シナプス又はシナプスが指定する者(以下、「請求人」といいます。)に対し、個別契約に定める支払方法で料金を支払うものとします。個別契約に別段の定めのない限り、請求された料金は、請求日から30 暦日後を支払期限とします。
3. シナプス又は請求人がいずれかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、支払期日から支払われる日まで、毎月の未払残高の年利14.6%の遅延利息を請求することができます。
4. お客様の本契約に基づくシナプス又は請求人に対する金銭債務の履行が、30日以上遅滞している場合には、シナプスは、当該契約に基づくお客様の未払の料金債務について期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。また、シナプスは、当該サービスが全額支払われるまで、本サービスを停止することができます。
5. 個別契約等に別段の定めがない限り、本サービスの料金には、いかなる租税公課、関税(以下、総称して「税金等」といいます。)も含まれていません。お客様は、お客様の本契約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う義務を負います。

第5条(本サービスの中断・停止)

1. シナプスは、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に対し事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - 1) 本サービス設備の保守の必要性がある計画停止の場合
 - 2) 合理的管理を超える状況(洪水、火災、地震、不可抗力、暴動、テロ行為、労働争議、インターネットサービスプロバイダの障害若しくは遅延、又は第三者による妨害行為等を含みますが、それらに限定されません。)により障害が発生した場合
 - 3) 本サービスの適切な運用をする上で当社が本サービスの一時中断が必要と判断した場合
2. シナプスは、本条に基づいてなされた本サービスの中断・停止によってお客様に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第6条(サードパーティプロバイダ)

1. シナプスは、サードパーティアプリケーションを本契約で販売する場合があります。ただし、シナプスは、本契約に明記された場合を除き、シナプスが「認定」又はその他の指定をしているかどうかにかかわらず、サードパーティの製品又はサービスを保証又はサポートしません。
2. お客様が本サービスとともに使用するためにサードパーティアプリケーションをインストール又は有効化した場合、お客様は、シナプスが、当該サードパーティアプリケーションのプロバイダが、当該サードパーティアプリケーションと本サービスとの相互運用に必要なお客様データにアクセスすることができるようにすることを認めることとします。シナプスは、サードパーティアプリケーションのプロバイダによる当該アクセスに起因するお客様データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。
3. ビデオ・音声通話・チャットのソフトウェア開発・API サービスである SkyWay と相互運用する本サービスの機能は、SkyWay の API 及び本サービスとともに利用するための SkyWay のプログラムが継続的に利用可能であることを前提としています。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又はシナプスの判断により、SkyWay との相互運用にかかる当該本サービスの機能の提供を中止できるものとし、お客様は、当該提供の中止により、いかなる返金、減額又はその他の保証を受ける権利も取得しないものとします。なお、シナプスの判断により、SkyWay のサービスと同種のサービスを提供することがありますが、機能、性能の同一性、有効性を保証するものではありません。
4. ビデオ・音声通話・チャットのソフトウェア開発・API サービスである Twilio と相互運用する本サービスの機能は、Twilio の API 及び本サービスとともに利用するための Twilio のプログラムが継続的に利用可能であることを前提としています。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又はシナプスの判断により、Twilio との相互運用にかかる当該本サービスの機能の提供を中止できるものとし、お客様は、当該提供の中止により、いかなる返金、減額又はその他の保証を受ける権利も取得しないものとします。なお、シナプスの判断により、Twilio のサービスと同種のサービスを提供することがありますが、機能、性能の同一性、有効性を保証するものではありません。

第7条(お客様データ管理)

シナプスは、お客様データの安全性、秘密性及び完全性を保護するために本サービスにおいて適切に技術的な安全保護措置を行うものとし、以下の行為は行わないものとします。

- 1) お客様データを改変すること
- 2) お客様データを開示すること。但し、法令等により要求される場合、又はお客様から書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません
- 3) お客様データにアクセスすること。但し、本サービスを提供するため、又はサービス若しくは技術上の問題の防止若しくはその対応のため、又はカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません

第8条(秘密情報保護)

1. 本契約において「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示者」といいます。)が他方当事者(以下「受領者」といいます。)に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報にはお客様データが含まれるものとし、当社の秘密情報には、本サービスが含まれるものとし、また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジー・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれるものとし、秘密情報(お客様データを除きます。)には、以下の情報は含まれないものとします。

- 1) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報

- 2) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報
- 3) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報
- 4) 受領者が独自に開発した情報

2. 開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとし、受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の趣旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、それらの者に、本条に定めるものを下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させるものとし、

3. 受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に法的に許容される限度で事前の通知を行うものとし、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとし、受領者が、開示者が当事者である民事手続の一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制される場合は、開示者は、受領者に当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済することとします。

第9条(限定保証)

1. シナプスは、本サービスが、実質的にユーザガイドに従って稼働することを保証します。当該保証の違反についてのお客様の救済は、下記の第11条第1項[解約事由]及び第11条第3項[解約時の返金又は支払]に規定されるもののみに限定されます。

2. お客様は、自己の責任において本サービスを利用するものとし、シナプスは、本サービスの利用からお客様に生じた損害について、コンピュータウィルス・不正アクセスその他の事由による情報毀損・情報漏洩等の場合を含め、一切責任を負いません。

3. 本サービスは現状有姿のまま提供され、本条第1項に定めるものの他、何等の保証をいたしません。シナプスは本サービスに商品性があること、プログラミングの誤りがないこと、お客様の満足するスピードでの稼働があること、その機能又は性能がお客様の特定の目的に適合するものであること、及びそれらが第三者の権利を侵害するものでないことを含めて、一切、保証するものではありません。またいかなる仕様変更の義務も負いません。

第10条(責任の制限)

1. シナプスは、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用に関連する(1)特別損害、間接損害及び派生損害、(2)逸失利益、事業機会の喪失、データの損壊による損害並びに(3)第三者からの請求に基づく損害については責任を追わないものとし、

2. シナプスのお客様に対する損害賠償責任は、その請求原因の如何を問わず、その損害を生じさせた本サービスについて支払われた料金の直前12ヶ月分を限度とするものとし、

第11条(本契約の解約)

1. 本契約の当事者は、相手方に、本契約上の義務についての重大な違反について30日の期限を定めた書面の通知を行ったにもかかわらず、当該違反が、当該期間の満了時においても是正されていないときには、本契約を解約することができます。

2. 本契約の当事者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、相手方への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解約することができるものとし、お客様

は、解約があった時点において未払いの本サービス利用料金、オプションサービス利用料金、又は支払遅延損害金がある場合には、シナプスが定める日までにこれを支払うものとします。

- 1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- 2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
- 3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は、清算に入ったとき
- 4) 解散、又は、事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- 5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき

3. お客様が解約事由に基づき解約をした場合、シナプスは、お客様に、解約発行日後の、全ての利用期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。ただし、お客様が請求人に対して料金を支払ったときは、請求人から前払の料金を返金するものとします。シナプスが解約事由に基づき解約をした場合、お客様は、解約発行日後の、全ての個別契約の有効期間の残存期間分に相当する未払いの料金を、シナプス又は請求人のうち、シナプスが指定する者に支払うものとします。いかなる解約も、お客様が解約発行日前の期間についてシナプスに支払うべき料金についての、お客様の支払義務を免除するものではありません。

4. 本条第1項及び第2項各号の事由に該当すると判断された場合、解約された相手方は期限の利益を喪失し、解約があった時点において未払いの本サービス利用料金、オプションサービス利用料金、又は支払遅延損害金がある場合には、それを直ちに支払うものとします。

第12条(本サービスの廃止)

1. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、シナプスは廃止する3ヶ月前までに当該サービスのお客様に対して通知を行います。
2. シナプスが予期しえない事由又は法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、サービスを廃止する場合において3ヶ月以上前の通知が不能な場合であっても、シナプスは速やかにお客様に対して通知を行います。
3. 本条に定める手続きに従って通知がなされたときは、シナプスは本サービスの廃止の結果について何らの責任を負いません。

第13条(本契約終了後の処理)

1. 本契約が終了したときは、お客様は、直ちに本サービスの利用を中止するものとし、以後、本サービスを利用することはできません。
2. 本契約の終了後、30日以内にお客様が要求した場合、シナプスは、お客様に、お客様のデータをユーザガイドの記載に従って、エクスポート又はダウンロードできるようにするものとします。当該30日間の経過後は、シナプスは、お客様のデータを保持し、提供する義務を負わないものとし、シナプスは、本サービスに格納されたお客様のデータを、SFDCの規程・取扱いに従って消去することができるものとします。
3. シナプスは、本契約終了後、本サービスに格納されたデータを消去したことによってお客様に生じた損害を賠償する義務を負わないものとします。

第14条(本契約の変更)

1. シナプスは、以下の各号に定める場合、本契約の内容を変更することができます。本契約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の本契約の内容に従うものとします。

- 1) 本契約の変更がお客様の利益となる場合
- 2) 本契約の変更がお客様の不利益となる場合で、経済情勢の変動、雇用環境の変化、労働争議、為替の変動、本サービスに関する法規制や行政指導等の改正や変更、SFDCにおけるOEMパートナー契約等の条件の変更、その他本サービスの提供に通常必要となる諸費用の額の変動(電気料金、通信料金、サーバーの管理費用等を含みますが、これらに限られません。)、天変地異や紛争等の不可抗力、本サービスの品質向上のために必要やむをえない機能追加等に伴うコストの変動、その他本サービスに関する一切の事情にかんがみ、本サービスの安定的かつ継続的な提供という本契約に基づく取引の目的を達成することが困難と判断される場合

2. シナプスは、本契約の内容の変更を行う場合、ホームページでの告知その他適切な方法により、変更内容及びその効力発生時期を事前に明示して通知するものとします。

3. お客様が本契約の内容変更不同意の場合、当該変更の効力発生時期までに本契約を解約して本サービスの利用を終了することができるものとします。本項に基づく解約の場合、シナプスは、お客様に、解約発行日後の、全ての利用期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。ただし、お客様が請求人に対して料金を支払ったときは、請求人から前払の料金を返金するものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

1. シナプス及びお客様は次の事項について表明し、保証します。

- 1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
- 2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
- 3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
- 4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- 5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

2. 前項の表明・保証に違反があった場合、違反された相手方は何らの催告なく、本契約を解約することができます。この場合、解約された者は相手方に対しその損害を賠償するものとしますが、自らに生じた損害につき、相手方に賠償を請求することはできません。

第16条(存続条項)

第4条(本サービスの料金及び支払)、第8条(秘密情報保護)、第9条(限定保証)、第10条(責任の制限)、第18条(準拠法と管轄)は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

第17条(完全合意)

本契約は、本契約時における本サービスの利用に関するシナプスとお客様との全ての合意を定めたものとし、本契約締結以前におけるシナプスとお客様間の明示又は黙示の合意、協議、申入れ、各種資料等は、本契約の内容と相違する場合には、効力を有しないものとします。

第18条(準拠法と管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、訴額に応じ大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所をもって、第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

◆制定・改訂履歴:

2020年11月30日 制定

2021年3月1日 改訂

2025年4月1日 改訂

※2025年4月1日の改訂内容:

・前文第3段落、第4段落の削除

・第9条第4項の削除

カスタムオブジェクトに関する取扱いを明確化

・第1条第7項および第8項の追加

・第3条第1項第8号の追加

・第3条第3項の追加

SFDC サービス契約

「AppExchange」とは <https://appexchangejp.salesforce.com/> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、本 SFDC サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「本顧客データ」とは、お客様が本プラットフォーム又は本 SFDC サービスに保存し、かつ本プラットフォーム又は本 SFDC サービスに存在している全ての電子的なデータ又は情報をいいます。

「本プラットフォーム」とは、本パートナーによる本パートナーアプリケーションのお客様への提供に関連して、SFDC が本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「本パートナー」とは、株式会社シナプスイノベーションをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、UM リモート監査をいいます。

「本 SFDC サービス」とは、<http://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchange のアプリケーションは含まれません。本 SFDC サービス契約においては、本 SFDC サービスは、本プラットフォームを含みません。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコム及びその関係会社の総称をいいます。

「本サードパーティアプリケーション」とは、サードパーティから提供され、サードパーティアプリケーションと特定されたオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びオンラインのソフトウェア製品であり、AppExchange 及び本パートナーアプリケーションに収納されたものを含みますが、これらに限定されません。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、本 SFDC サービス契約に定める諸条件に従って本プラットフォームを利用することを承認したお客様の従業者、代表者、コンサルタント、受託者、代理人又はお客様と取引を行う第三者であり、お客様(又はお客様の要請に従って SFDC 若しくは本パートナー。)がユーザ ID 及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件とともに、本 SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結した者をいいます。

1. 本プラットフォームの利用

- (a) 本パートナーアプリケーションの各本ユーザサブスクリプションによって、本ユーザ 1 名に、本パートナーが求めるその他の条件とともに、本 SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本プラットフォームを利用する権利が付与されるものとします。本ユーザサブスクリプションは、2 名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません(ただし、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位若しくは職能の異動によって、本プラットフォームの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます。)。明確化のために、お客様が本契約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、本 SFDC サービスは全般的に含まれず、本パートナーアプリケーション以外のアプリケーションに関連して利用するサブスクリプションも含まれないものとします。お客様が本 SFDC サービス若しくは本パートナーアプリケーションに含まれる機能若しくはサービス以外の本 SFDC サービスの機能若しくはサービスを利用することを望む場合、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのため <http://www.salesforce.com/jp> を参照のうえ、SFDC に直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様が本 SFDC サービス全般にアクセスできる場合、又は本プラットフォーム若しくは本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える本パートナーアプリケーション内の本 SFDC サービスの機能のいずれかにアクセスできる場合で、かつ、お客様が SFDC との別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込みをしていない場合には、お客様は、当該機能にアクセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトの作成若しくは利用は、本契約の重大な違反となるものとします。
- (b) 本契約に基づき本プラットフォームを使用するためのお客様のサブスクリプションに Salesforce Mobile が含まれる場合、お客様は、Salesforce Mobile の購入に先立ち、<http://www.salesforce.com/mobile/devices/> に掲示されているモバイルデバイスのリストから、SFDC によってサポートされているモバイルデバイスに関する情報を確認しておく必要があることに同意するものとします。お客様は、SFDC によってサポートされていないモバイルデバイス用に Salesforce Mobile を購入した場合に、かかる購入に関連して SFDC からいかなる返金、減額又はその他の補償若しくは救済も受けることはできないことに同意するものとします。モバイルデバイス、オペレーティングシステム及びネットワーク接続を提供するサードパーティプロバイダは、お客様にいかなる返金、減額又はその他の補償若しくは救済を受ける権利を一切生じさせることなく、いつでも、SFDC によってサポートされているモバイルデバイスにおける Salesforce Mobile の提供中止、利用の中断、アンインストール又は利用停止を行うことができます。
- (c) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又は本 SFDC サービスにアクセスできる場合であっても、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、又はその他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDC は本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとします。
- (d) お客様は、(i) お客様の本ユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービス

の不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー又は SFDC に通知するものとし、(iv) 本プラットフォームを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとし、

- (e) お客様は、本プラットフォーム及び本 SFDC サービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他本 SFDC サービス契約で企図された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、わいせつなもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム若しくは本 SFDC サービス又はそれらに含まれるデータの完全性若しくは性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム若しくは本 SFDC サービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。
- (f) お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。ただし、お客様自身のイントラネット上の場合、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は、除きます。(iii) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又は本 SFDC サービスにアクセスすること (a) 競合する製品又はサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又は本 SFDC サービスのアイデア、特徴、機能又はグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDC のウェブサイト内に掲載されている場合があります、本サードパーティアプリケーションのプロバイダが含まれます。)は、本プラットフォーム、本 SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、顧客による本プラットフォーム及び本 SFDC サービス、並びに本プラットフォーム若しくは本 SFDC サービスとの間のデータ交換又は本プラットフォーム若しくは本 SFDC サービスのアプリケーションプログラミングインターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム又は本 SFDC サービスのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供など、本プラットフォーム又は本 SFDC サービスと相互に連動するアプリケーション(オフライン及びオンラインを含みます。)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他のコンサルティングサービスを含みます。SFDC は、当該サードパーティプロバイダの製品又はサービスにつき SFDC が「認証した」、「承認した」又はその他の指定をしているか否かにかかわらず、当該サードパーティプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれますがそれらに限定されません。)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含みますがそれらに限定されません。)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品又はサービス(本パートナーアプリケーションを含みますがそれらに限定されません。)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC 又は本パートナーは、随時、一定の追加

的な機能(本プラットフォーム又は本 SFDC サービスの一部と定義されていないもの。)を、料金を追加することにより、パススルー又は OEM ベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供する場合があります。お客様による当該追加機能の利用は、当該条件に準拠するものとし、当該条件が本 SFDC サービス契約と相違する場合には、当該条件が優先するものとし、

3. 本サードパーティアプリケーションとのインテグレーション

お客様が、本プラットフォーム又は本 SFDC サービスとともに使用するために、本サードパーティアプリケーションをインストール又は有効化した場合で、本プラットフォーム又は本 SFDC サービスと当該本サードパーティアプリケーションとの相互運用のために必要なときは、お客様は、SFDC が当該本サードパーティアプリケーションのプロバイダに本顧客データにアクセスすることを許可できることを承認するものとします。SFDC は、本サードパーティアプリケーションのプロバイダによる当該アクセスに起因する本顧客データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。加えて、本プラットフォーム及び本 SFDC サービスは、本サードパーティアプリケーション(例えば、Google、Facebook 又は Twitter のアプリケーション。)と相互運用するために設計された機能を有する場合があります。当該機能を使用するために、お客様は、当該本サードパーティアプリケーションのプロバイダから当該本サードパーティアプリケーションへのアクセス権を取得するよう、求められる場合があります。当該本サードパーティアプリケーションのプロバイダが、合理的な条件に基づき、当該本サードパーティアプリケーションを本プラットフォーム又は本 SFDC サービスの対応する機能と相互運用できるようにすることを終了する場合、SFDC は、お客様に対し、何らの返金、減額又はその他の補償を受ける権利を与えることなく、本プラットフォーム又は本 SFDC サービスの当該機能の提供を終了することができるものとします。

4. 本パートナーによるアクセス

本パートナーがお客様に代わって本パートナーアプリケーションの管理者を務める限りにおいて、お客様は、お客様による本パートナーアプリケーションの使用を本パートナーが監視できること、及び本パートナーが本 SFDC サービス又は本パートナーアプリケーションに保存された本顧客データにアクセスできることを了承するものとします。本 SFDC サービス契約への合意によって、お客様は、本パートナーによる当該の監視及びアクセスに同意することになります。

5. 本顧客データの返却

お客様は、お客様の本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの終了日から30日間、本顧客データのコピーを要求することができ、当該コピーは、CSV 形式で作成されるものとします。本パートナーアプリケーションによって本プラットフォーム外で本顧客データの改変が行われた場合、これら全ての改変された本顧客データは返却される本顧客データに取り込まれず、全ての当該改変されたデータの返却は、本パートナーの責任とします。

6. 財産権

本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDC は、本プラットフォーム及び本 SFDC サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含みます。)を留保します。SFDC は、本 SFDC サービス契約に明示的に定められる場合を除き、本契約に基づき、お客様にいかなる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及び本 SFDC サービ

スは、SFDC の秘密情報とみなされ、お客様は、本 SFDC サービス契約で許諾される場合を除き、それを利用せず、またいかなる第三者に対しても開示しないこととします。

7. 開示の強制

お客様又は SFDC のいずれかが、法令により相手方の秘密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について法令により許容される限度で事前の通知を行うものとし、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとします。

8. 提案

お客様は、SFDC が、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及び本 SFDC サービスの運用に関して提供する全ての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は SFDC の製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可能かつ取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

9. 停止及び終了

お客様の本プラットフォーム及び本 SFDC サービスの利用は、以下のいずれかの事由により、通知することによって直ちに終了又は停止できるものとします。(a) お客様又はいずれかの本ユーザによる本 SFDC サービス契約の違反、(b) 本パートナーアプリケーションの一部として本パートナーにより提供されている本プラットフォームについて、本パートナーと SFDC が締結している契約の解約又は満了、(c) 本 SFDC サービス契約に関連して、本パートナーがお客様に提供しているサブスクリプションに関し、本パートナーが SFDC に対して負っている義務の違反。

お客様が、本パートナーアプリケーションとともに使用するためにのみプロビジョニングされた本組織以外の本 SFDC サービス組織と組み合わせて本パートナーアプリケーションを使用する場合、お客様は、(i) お客様と SFDC 間の契約に関するお客様の SFDC に対する支払不履行又はその他の違反により、当該本組織(当該本組織と関連して使用する本パートナーアプリケーションを含みます。)へのアクセスが停止される場合があること、及び(ii) お客様と SFDC 間の契約に関するお客様の SFDC に対する支払不履行又はその他の重大な違反により、お客様と SFDC との関係が終了した場合、お客様の本プラットフォームのサブスクリプションも終了することを了承し、同意するものとします。当該の終了又は停止によって、SFDC は、お客様に対し、返金又はその他の補償の責任を一切負いません。

10. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォームのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。

ただし、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

11. 保証の否認

SFDC は、本プラットフォーム、本 SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれますが、これらに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、いかなる保証も行いません。法令で許される最大限の範囲において、SFDC は、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本プラットフォーム、本 SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商

品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についての黙示的保証を含みますが、これらに限定されません。

1 2. 免責

SFDC は、お客様又は本ユーザに対して、いかなる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には、直接、間接、特別、偶発的、懲罰的若しくは派生的損害又は逸失利益に基づく損害が含まれますがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づくものかを問わず、かつ、お客様が当該損害の可能性を告げられていたか否かにかかわらず適用されるものとします。

1 3. 追加の連絡

SFDC は、お客様に新規の本プラットフォーム及び本 SFDC サービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

1 4. 第三受益者

SFDC は、本 SFDC サービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとします。

1 5. 適用範囲

本 SFDC サービス契約の条件は、本パートナーによるお客様への本パートナーアプリケーションの提供と関連して、本パートナーがお客様に提供する本プラットフォームに適用されます。疑義を避けるため、本 SFDC サービス契約の条件は、お客様が SFDC から直接購入した本 SFDC サービスに関する SFDC とお客様との間の契約に優先するものではありません。